

広島地方裁判所及び管内の支部

●申立書提出先一覧

住所等	申立先	所在地	備考
広島市、廿日市市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、東広島市、三原市のうち大和町、安芸高田市のうち八千代町、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町、大竹市	広島地方裁判所（本庁） 【下記の事件以外】 民事訴訟事件係 【破産・再生・特別清算事件】 民事執行センター 【民事保全・DV事件】 民事執行センター 【執行事件】 民事執行センター	〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-43	
三次市のうち甲奴町を除く区域、安芸高田市のうち八千代町を除く区域、庄原市のうち総領町を除く区域、世羅郡世羅町のうち小国、上津田、黒川、下津田、中、長田、山中福田、吉原	広島地方裁判所三次支部	〒728-0021 広島県三次市三次町1725-1	執行事件は次のとおり 不動産競売、債権、財産開示、第三者からの情報取得：広島地裁本庁 その他：三次支部
呉市、江田島市、竹原市、豊田郡大崎上島町	広島地方裁判所呉支部	〒737-0811 広島県呉市西中央4-1-46	執行事件は次のとおり 不動産競売、債権、財産開示、第三者からの情報取得：広島地裁本庁 その他：呉支部
福山市、神石郡神石高原町、府中市、三次市のうち甲奴町、庄原市のうち総領町	広島地方裁判所福山支部 【下記の事件以外】 民事受付 【破産・再生・特別清算事件】 破産・再生係 【執行事件・DV事件】 執行係	〒720-0031 広島県福山市三吉町1-7-1	
尾道市、三原市のうち大和町を除く区域、世羅郡世羅町のうち青近、赤屋、伊尾、宇津戸、小世良、小谷、川尻、甲山、西上原、東上原、別迫、青水、青山、井折、賀茂、京丸、黒淵、三郎丸、重永、津口、寺町、田打、徳市、戸張、中原、西神崎、東神崎、堀越、本郷、安田	広島地方裁判所尾道支部	〒722-0014 広島県尾道市新浜1-12-4	執行事件は次のとおり 不動産競売、債権、財産開示、第三者からの情報取得：福山支部 その他：尾道支部

※行政事件は、本庁のみで取り扱っており、支部では取り扱っていません。

※労働審判については、福山支部が申立先となる場合を除き、広島地方裁判所（本庁）が申立先となります。

※執行事件の申立書提出先は備考欄も確認ください。